

ようこそ 教育長室へ

教育長 高木 秀人

1. 教師の働き方改革

4月24日(木)に、参議院文教科学委員会の視察が塩浜学園でありました。今国会に提出されている、教師の働き方改革を推進するための「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」(以下「給特法等改正案」という。)の審議のためです。

教師が授業やその準備、児童生徒指導に注力するためにも、教師の働き方改革は必須です。市川市では、保護者や市民の理解を得ながら、留守番電話や学校閉庁日の導入など、順次、校務改善を進めてきました。今回は、更なる教師の働き方改革の推進に向けて、お伝えいたします。

(1) 「チーム学校」としての取組の推進

学校内には、教員以外にも様々なスタッフがいます。従来からの事務職員や用務員を始めとして、外国語教育や特別支援教育、学校図書館、日本語指導などそれぞれの目的に応じたスタッフを配置してきています。今年度からは、全校に設置した校内教育支援センターに「みらいサポーター」を配置しています。

こういったスタッフの方々は、様々な児童生徒や保護者に対する支援の充実を図るために配置しているものですが、結果として、教師の負担軽減につながるものです。教員だけでなく、様々なスタッフが一丸となって、児童生徒や保護者、地域住民と関わっていく「チーム学校」の考え方の下で、学校運営を進めていく必要があります。

(2) ICT の活用やコミュニティ・スクールによる取組などの推進

各学校では、ICT を活用して、職員間の情報共有や自動採点ソフトの導入などにより、教師の負担軽減が行われているところもあります。また、コミュニティ・スクールによる取組として、保護者や地域住民の方に登下校の見守りや小学1年生の配膳などを担っていただいているところもあります。

更なる校務負担の軽減を図るためにも、ICTの活用やコミュニティ・スクールによる取組を含め、市内や他都市の先進的な事例も参考にし、検討を進めます。

(3) 部活動の地域展開

昨年度、第四中学校で運動系部活動の地域展開を試行しました。今年度は、全中学校に広げるべく着手し、35部活動の指導者を確保することとしています。令和10年度には、運動系・文化系ともに、休日の部活動の地域展開を目指しています。

2. 給特法等改正案のポイント

今国会に提出されている給特法等改正案のポイントを整理しました。法案が成立・施行されれば、更に、教師の働き方改革を推進することになります。

(1) 教育委員会に対する「働き方改革」の義務付け

- ① 教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表
- ② 総合教育会議へ計画の内容・実施状況を報告
- ③ 都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等(努力義務)

(2) 学校に対する「働き方改革」の義務付け

- ① 学校評価の結果に基づく、学校運営の改善を図るための措置について、教育委員会が策定する計画に適合させる
- ② 学校における「業務量管理・健康確保措置」の実施について、学校運営協議会の承認を得る「学校運営の基本的な方針」に含める

(3) 教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」の設置

(4) 教員の処遇改善

- ① 教職調整額の段階的引き上げ
- ② 校務の困難性等を考慮した特別手当の支給(学級担任への加算を想定)
- ③ 指導改善研修受講者への教職調整額不支給